

裁 決 書

審査請求人 札幌市

上記代理人 札幌市
甲斐
札幌市
渡部

処分庁1 札幌市中央区南2条西14丁目
北海道後期高齢者医療広域連合長
処分庁2 札幌市西区琴似2条7丁目
札幌市西区長

審査請求人が平成21年8月4日付けで提起した平成21年度後期高齢者医療保険料額決定処分及び保険料徴収方法決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 実

北海道後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、平成21年6月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成21年度分の後期高齢者医療保険料額を決定し、後期高齢者医療保険料額決定通知書により通知した。

また、札幌市西区長は、請求人に係る平成21年度分の後期高齢者医療保険料の徴収方法を決定し、請求人に対し、平成21年6月17日付けで、後期高齢者医療保険料納入通知書によりこの旨を通知した。

請求人は、広域連合長が請求人に対して行った平成21年度後期高齢者医療保険料額決定処分（以下「原処分1」という。）及び札幌市西区長が請求人

に対して行った平成21年度後期高齢者医療保険料徴収方法決定処分（以下「原処分2」という。）を不服として、平成21年8月4日 付けで北海道後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。）に審査請求を提起した。

審査請求及び弁明の趣旨

1 請求人による審査請求の趣旨

請求人は、原処分1及び原処分2の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- (1) 75歳の年齢で区分した医療保険制度をつくり、「後期高齢者」と呼ぶことは納得できない。
- (2) 保険料の支払方法は、被保険者自らの意思で決めさせるべきである。一方的に徴収方法を決められること、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。）の場合には年金からの天引き以外の方法として口座振替しか選択できないことには納得できない。

2 処分庁による弁明の趣旨

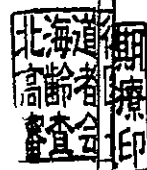
(1) 広域連合長による弁明の趣旨

広域連合長は、本件審査請求のうち、原処分1の取消しを求める部分についての棄却を求めて、次のとおり主張する。

ア 原処分1は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「法施行令」という。）第18条及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「広域連合条例」という。）第4条から第10条に基づき適正に行われたものである。

イ 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が医療を受ける際の自己負担を他の世代よりも低く抑えるとともに、持続可能な医療制度となるよう創設されたものであり、被保険者である当該高齢者自身にも一定の保険料を負担してもらうこと等により国民全体で当該高齢者を支え合う仕組みとなっている。

「後期高齢者」という名称は、高齢者それぞれの年齢の特性に応じた



医療保険制度を創設するために一定の区分を設ける必要があったことから、法で定められたものである。

(2) 札幌市西区長 による弁明の趣旨

札幌市西区長 は、本件審査請求のうち、原処分2の取消しを求める部分についての棄却を求めて、次のとおり主張する。

ア 原処分2は、法第107条、法第110条において準用される介護保険法（平成9年法律第123号）の関係規定、法施行令第21条から第24条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の関係規定に基づき適正に行われたものである。

イ 保険料を特別徴収の方法により徴収するか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。）の方法により徴収するかの判断は、関係法令に規定する要件に照らして判断されるものであり、被保険者の同意は要件とされていない。

裁決の理由

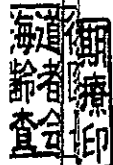
本件に関しては次のとおり判断する。

1 原処分1について

(1) 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収については、法第104条に規定されており、同条第1項において、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされており、同条第2項において、保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課するとされている。

(2) 広域連合長は、上記(1)により請求人に対し原処分1を通知したものであると認められるが、原処分時における保険料額を広域連合条例の規定に基づき当審査会において算定すると、別紙1のとおり適正に算定されていることが認められる。

よって、請求人の主張には理由がない。



2 原処分2について

- (1) 後期高齢者医療保険料の徴収については、法第107条第1項に、市町村は保険料の徴収については、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならないと規定されている。
- (2) 原処分時の規定では、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が介護保険料が特別徴収されている年金額の2分の1を超える被保険者、介護保険料が特別徴収の方法により徴収されない被保険者（年金の年額が18万円未満である被保険者等）及び特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めた被保険者については、特別徴収を行わないこととされている（法施行令第23条）。
- (3) 札幌市西区長は、上記(1)及び(2)により請求人に対し原処分2を通知したものであると認められるが、請求人の年金額、介護保険の保険料額及び後期高齢者医療保険の保険料額を基に当審査会において判定すると、別紙2のとおり関係法令に基づき適正に判定されていることが認められる。

なお、後期高齢者医療保険料を特別徴収の方法により徴収するか、普通徴収の方法により徴収するかの判断は、原処分時の規定では、市町村が関係法令に規定する要件に照らして判断するものであり被保険者の同意は要件とされていない。

よって、請求人の主張には理由がない。

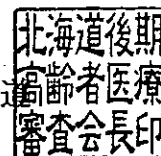
以上のとおり、原処分1及び原処分2は法令及び条例の規定に基づき行ったものであり、取消すべき瑕疵があるものとは認められない。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年5月31日

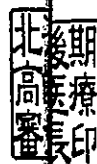
北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤隆



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の



翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

